

福島自立更生促進センターに関する 地域懇談会第1回会合議事録

- 1 開催日時 平成21年10月30日(金)
午前9時30分から午前11時40分まで
- 2 開催場所 福島市民会館 301号室
- 3 出席者(順不同)

(1) 委員

伏見 貞俊
田中 義一
藪内 郁子
栗原 清一郎
吉成 健二(代理 鈴木清治)
熊坂 良太
浪岡 真澄
秋山 智樹
太田 義子
吾妻 雄二
尾形 哲夫
生島 浩
須藤 善三
二文字屋 昇
佐藤 俊道
佐藤 喜市郎

以上 16名

(2) オブザーバー

福島県生活環境部
福島市健康福祉部
福島警察署生活安全課

(3) 事務局

法務省保護局
東北地方更生保護委員会
福島保護観察所

- 4 地域懇談会議事の内容
別添のとおり。

「福島自立更生促進センターに関する地域懇談会」第1回会合

日時： 平成21年10月30日（金）
午前9時30分～午前11時40分
場所： 福島市民会館 301号室

1 開会

福島保護観察所吉川弘企画調整課長の司会により開会を宣言した。

2 あいさつ

法務省保護局観察課田中一哉処遇企画官によるあいさつ。本年3月26日に福島市議会から法務大臣に提出された意見書に基づき、地域懇談会が開催されるに至った旨の説明を交えたあいさつが行われた。

3 地域懇談会の趣旨説明

あいさつを兼ねて福島保護観察所佐藤比呂明所長が実施要綱等を読み上げ、地域懇談会の目的や委員選定の基準等を説明した。また今回の第1回会合では、法務省による説明が中心にならざるを得ないこと、第3回会合以降では委員の皆様による意見交換の時間を十分に確保することを説明した。

4 委員等紹介

吉川弘課長が紹介した。

5 座長・副座長の互選

立候補又は推薦による互選を求めたところ、佐藤（俊）委員から浪岡委員を座長に推薦する旨の発言があり、他の委員からも異議がなかったため、浪岡委員が座長に選出された。引き続き、副座長についても、佐藤（俊）委員が生島委員を推薦したところ、他の委員から異議が出なかったため、生島委員が副座長に選出された。

6 配付資料説明

司会が出席委員に対して事務局の提案による進行に異議がないことを確認した後、福島保護観察所・岡田和也統括保護観察官が資料説明を行った。

7 説明：センター構想について

田中一哉処遇企画官、佐藤比呂明所長が説明を行った。

8 意見交換

座長・浪岡真澄委員、副座長・生島浩委員により進行した。内容等詳細は以下のとおりである。

意見交換（公開する議事録は匿名とさせていただきます）

	(内容)
事務局 (司 会)	<p>それでは次第の8，意見交換に移りたいと思います。</p> <p>ここからは座長に選任されました浪岡委員，副座長に選任されました生島委員に進行をお願いしたいと思います。</p> <p>恐縮ですが，座長・副座長は，それぞれ正面の座長席・副座長席にお着きいただきたいと思います。お願いします。</p>
座 長	<p>改めまして，福島県PTA連合会の浪岡と申します。御指名をいただきましたので座長を務めさせていただきます。</p> <p>今の話にもありました，20年にでき上がって，今もって開所になっていない部分があります。皆様に忌憚のない意見をいただきまして今後の反映につなげていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
副座長	副座長の生島でございます。よろしくお願いします。
座 長	<p>ここから着座にて進めさせていただきます。よろしくお願いします。</p> <p>それでは，この中に入りたいと思うのですが，その前に，今説明をいただいた中で，不明な点とか追加してお聞きしたい点がありましたら挙手にてお願いしたいと思います。</p>
A委員	<p>今のパワーポイントの8ページです。「自立更生促進センターを整備できる条件」という2枚目と，3枚目の「福島に設置することとした理由」，ここで述べられたことについて，保護観察所への確認と伺いますか，私はこう認識したということなのですが，その前に，私たち「反対する合同会」は，更生保護そのものに反対しているのではないのです。ここはぜひご理解いただきたいのです。更生保護そのものに反対しているのではなくて，あの場所が不適切なのだということをさんざん申し上げているわけです。</p> <p>今の説明を拝見しますと，この設置できる立地条件として挙げられていることと，福島に設置することとした理由の中身が，あくまでも設置者側から見てこういう都合がいいのだということしか述べられていないのです。そこに暮らす地域の住民であるとか，その地域環境とか，そういう視点に立っていないのですね。仮釈放になった方々も地域の中で暮らすにもかかわらず，地域の中で暮らすには地域の人たちと一緒に暮らさなくちゃいけないのだという視点が本当に欠如していたのだということ，今の説明をお聞きして新たに再認識したと，そのような認識をしましたということをお聞きしたいと思っております。</p>
座 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>そのほかに，今の説明でお聞きしたい点がありましたら。なければ意</p>

	<p>見交換に入りたいと思います。皆さん、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。お願いします。</p>
B委員	<p>まず、先ほどAさんのほうから御意見をいただいたように、我々、一応「開所に反対する合同会」という名前はついておりますが、この反対活動を通じて更生保護についていろいろな方と意見交換をして、通常の方よりもむしろ更生保護の重要性については非常に痛切に理解しておるつもりであります。そこのところを前提に意見交換のほうを進めさせていただければと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>理由を申し上げますと、今まで、例えば保護司の方ですとか、保護司の方は、やはり更生保護を推進していきたい、我々は、この場所は最低でもまずいのではないかとというような、言ってみれば改善策のようなつもりで申し上げている部分もありまして、そこの、その認識のギャップというものが非常に大きいと。我々があたかも更生保護自体に反対して、犯罪者はもうどうしようもないから更生もできないのだというようなことを言っているような誤解を与えてしまう部分が非常に今まで大きかったと思うので、そこのところの壁を、今回こういった席をいただきましたので、ぜひ取り払って、どうしたら一番日本の更生保護にとって、将来、どんどん、どんどん円滑になっていくにはいいのかと、その問題点について話し合っていければ一番いいのではないかと、今までの活動を通して、私、ずっと思っていましたので、この席をお借りしまして申し上げさせていただきたかったと思います。</p> <p>もう一つだけ、皆様に、とても単純な質問なのですが、質問がございます。どうぞ質問を許していただければと思いますが、場所についてです。この中では、更生保護の重要性またはセンター構想が重要だということは非常によくわかる。私個人としては、これはやはり、内容にいくつか問題はあるかもしれないけれども、必要なのではないかなというような意見です、私は正直。</p> <p>ただし、この更生保護を促進するための施設をどこかにつくるのであれば、入念なりサーチをして、地域住民の人たちの声を聞いて、それで、ここだったら地域住民の人たちが受け入れられるのではないかと、ここだったら、さすがに地域住民がすごく大切に思っている場所だからだめなのではないかというような議論を重ねた上で、やはり場所という重要なファクターを決めるというのは一番重要な事項のうちの一つであると私は個人的には思うのです。それなくして、この施設の成功、全国展開を目指すというふうに言っていたと思うのですけれども、その全国展開はあり得ないというふうには私は認識しています。</p>

	<p>これは私の、いたって根本的な、常識的な考えだと、私個人では思っているのですけれども、それを踏まえて、現在のやっぱり学校の密集地というような場所というのが、本当にこの施設を行うのに適しているのかと聞かれると、私としてみたら、やはり、ほかにいい場所がどこにあるのではないかと。どこかと言われたら、それは法務省もまぎって探すしかないという部分はあるのかもしれないですけれども、最低でももう少し、住民のほうで、「わかった、じゃあ、受け入れて何とか頑張っていこう」というふうに思えるような、場所の選定についてもっと最初から練るべきだったのではないかと。そうすれば、このような、あたかも反対派と保護司の方たちが対立しているようなわけのわからない構図にはならなかったのではないかとというふうに、そういうふうに思うのです。</p> <p>それで、申しわけありません。回りくどい話で本当に申しわけないのですけれども、一つだけ聞いておきたいのは、場所はどこでもいいというふうに、この施設を行う上で、地域住民の人たちに、例えば学校の密集地であるとか、そういう、何というのでしょうか、地域住民が非常に重要視していて、学童の通行も非常に多いような場所でこれを行うことに問題はないのではないかと、本来そういった場所でやってもいいのではないかと、もし心から思える方がいらっしゃれば、その方の意見を率直にお聞きしたいと私は常々に思っておりましたので、もし、そういった方がいらっしゃればぜひ挙手をいただいて正直に意見をいただければと思います。</p> <p>私、この説明を何回いただいても、何でこの学校の密集地でやらなければいけないのか、なぜ、わざわざ更生ということと学童たちの勉強ということを闘わせなければいけないのかというのが、そここのところがどうしても私はわからない。前々からわからないし、今でもわからない。そここのところを、ぜひ、もし、そここのところに意見がある方がいらっしゃれば、ぜひお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
座 長	<p>今、B委員のほうから、まず、誤解の部分、更生保護そのものに反対ではない、やはり場所的なものでどうしても反対の部分に値するということを言っていました。</p> <p>あわせて、あの場所が適切であるかということは今提案していただいたのですが、その辺を含めまして皆様のほうから意見をいただきたいと思えます。</p>
C委員	<p>今のB委員からお話でしたが、我々も反対される皆様方と相対峙をして議論を交わす、そういった気持ちはございません。いかなる</p>

方法かによっていい方向に持っていければというような強い思いはございますが、まず、場所的な選定でございますが、まず最初に設置する一番最初の時点で説明不足だった、これは当局のほうから説明がありましたので、これは私もそのように感じております。

ただ、そのほかの場所云々、そういった議論には、私は今の時点でちよつとならないのではないかと思います。いかなる方法か、何か接点が見つけられれば、その方法で話し合いを進めるべき、そういうふうを考えております。

私、保護司になりまして今年で22年目になります。その間、多くの対象者を持ちまして、ほとんどの場合更生をしまして社会復帰をしております。ただ、残念ながら再犯を起こした、そういった例もございます。多くの保護司の先生方のお話を聞きますと、やはりほとんどの場合、更生し社会復帰をしておりますが、中には再犯をされる方、こういった場合もございます。

その、再犯をされたケースをいろいろ話し合いをもちまして、検証したり、また、個人的に話し合いをしたりしておりますが、まず、大きなものは、居場所がないということなのですね。刑務所から仮出所なり、保護観察処分でもいいのですけれども、自分の居場所がなくなってしまう、これが一番大きな原因です。

例えば、家庭にあっても、家庭の中から見放されてしまうような、また、アパートに住んでいる場合にほとんど目が届かない。そういった場合に、しっかりとした指導をしていただく、愛情をもって接していく、そういう人がぜひ必要でありますし、また、自立ある生活が一番必要とされます。そういったものも、やはり放任されますと、自由勝手気ままな行動をとってしまう、そういうことになります。さらにはですね、就労支援も一番大きな要因となります。

そういったもろもろのものを一括で指導、管理という言葉はよくないのかもしれませんが、24時間体制の中でしっかりとした指導、そして注意、そういったものをある場所を経て、さらに社会復帰をする、これが犯罪のないまちにつながる、再犯のない状況につくり上げることができる。そういったものは強く感じますので、場所云々のことをお話しされますと私もなかなかいい解決のお話ができませんが、必要なもの、これは再犯のない、犯罪の少ない、地域社会をつくるためには、こういったものがぜひ必要なのではないかなという立場ではあります。

ただ、それに対して議論をどうのこうのという立場には私はないと考えています。どっちかというと同じ方向を持って進んでいければなとい

	<p>うふうには考えています。</p> <p>以上です。</p>
座 長	<p>今の場所に限定しての話になってしまうと、どうしても皆さん、話す部分が厳しくなってしまうと思うので、すべて全般にわたって、それも含めて、意見をいただきたいと思います。</p>
D委員	<p>まず、この話し合いをする上で一番大切なのは、お互いに信頼関係をもって話し合いを進めるということが一番大切だと思うのですね。今、こうしたいろいろな問題が起きて、反対運動とか、福島にはこういったことがあまりないのですけれども、昔の言葉で言えばお上のといいますか、そのやることに対して異議を唱えてどうこうするなんていう人たちはあまりいなかったのですが、それが、このような大きな形でこういう運動が起きているということは、お互いに信頼関係を失っているからだというふうな感じを持つわけですが、その内容の一番大きなところは出だしの問題にあると思うのです。最初の、この資料6の経過一覧に書いてあります、18年9月の近隣12町の会長に説明を実施した、そのところから、もう問題が起きているわけです。</p> <p>私どもの町会の会長がここに来なくて、私が代理で来て、森合町の町会長さんがおいでにならないで代理の方がおいでになっている。そういうふうなことを見てもわかりますように、町会長さん方はこの問題に対してはタッチしたくない、私はその問題に対しては意見を言ったりですね、そういうふうなことをしたくないというのが第1です。もう完全にトラウマになっています。</p> <p>というのは、あたかもこの町会の12町会長に対する説明会をもって、もう、保護観察所は、これでもう住民に対する説明は終わったのだというふうな態度に立ったことから、町会長さん方が住民からやり玉に上がっている。おまえたちがもたもたしているから、おまえたちがしっかりした意見を持っていないからこういうことになってしまったのだと、2年もたってからも、建物ができちゃった後も、こんなことになったというのはおまえたちが悪いのだというふうな、犠牲者にされてしまったというふうなことがあったわけです。</p> <p>この資料6の内容についても、私どもが聞いていた、また私どもが町会長その他から聞き取りをしてやっていったことと大分違う点がございいます。例えば、18年12月、信夫山親睦会と御山町町会と協議してということになっておりますが、協議して回覧を回したという結果になっているのです。</p> <p>ところがこれは、前にも説明会のときに私質問して御回答いただい</p>

おりますが、これは12町会の会長に対する説明会の折に、では、町会長は何をすればいいのだということを質問したところ、それらの文書について町会の方々に回覧を回せるように書類を準備しますので、各町会何部ずつ必要なのですかということをご聞いています。各町会とも、そこで、うちの町会は戸数が何戸だから何部だという報告をしているわけです。

ところが、その会議が終わった後もその文書が来ない。来ないので、例えば森合町の場合は、来ないから、その前に9月に町会長の説明会のときに配られた資料を町会の人に回した。それで、信夫山親睦会においては12戸という戸数ですから少ないわけです。ですから、そこに、当時女性の係の方がわざわざその文書を持って会長様のところに行かれて説明して、これを渡してくださいということで、いちいちそれを持って会長さんが回ったという経緯があります。

御山町の場合は、町会長のところに宅急便でボンと送られてきた。それで、それを回覧する係の人に、これを回覧してくださいとボンと渡した。その後、その係の人が回覧を回したかどうかはわかりませんというふうな状況でした。私は見ておりませんでした、わかりませんでした。私がないときに家内が見たのかもしれない。

しかし、回覧した内容というのは、この資料の中にありますように、A4だと4ページにもわたるものを、回覧というのは、1戸のうちに1日も2日も置くものではないです。さーっと目を通したら次のうちに回さなくちゃならないです、回覧というのは。そういうふうな状況で、その回覧をもって理解できるかどうかということは、初めてその文書を見てその内容が理解できるかということは非常に疑問ですね。そのような状況であったということで、にもかかわらず、法務省のほうでは、その回覧を回して理解を得たものとした。何の反対運動もなかったから、これは了解された、理解されたものとして、あの建物を建てたということになっているのですね。

ところが、その建物を建てるに当たっても、その後、19年4月、近隣3町会長ですね、信夫山、御山町、それから森合町の会長と協議して、センター工事予定を各町内会の回覧板を通じて回覧したと、これはありません。こういうことは何もありません。それから8月、近隣3町会長に対して、入札日程等について電話連絡したと、これもありません。それから9月、3町会長に対して入札中止等に関する連絡、これもありません。

あったのは、日にち、ちょっと私、きょうはその書類を持ってきませ

	<p>んでしたが、工事に入るので、その工事をするための車が頻繁に通ることがあると思いますので、ご迷惑をおかけいたしますがよろしくお願いたしますという文書が1枚ボンと入ってきたと。それは回覧も何もしません。ですから私どもは知りません。そして、そこで何をやっているかも知りませんでした。でき上がって初めてわかったというふうな状態でございました。</p> <p>そういうふうなことで、20年1月の内容についても、そういった会長さんとの懇談会といいますか話し合いというふうなものは私ども確認しておりません。それから……。</p>
副座長	すみません。出だし等も含めて、これらの経過で、不十分・不適切だったということを確認すればよろしいですか。
D委員	ちょっと待ってください。それとですね。ここに出ているので……。
A委員	示された資料にうそがあると言っているのですから、どの点がそうなのかは今はっきりさせておかないと、以後の話し合いが進まないのではないですか。現実の町内会の方なので。
D委員	<p>現実に私たちの問題としてここに出ているのがそういうものと差異があるということを申し上げているわけですから、言わせてください。</p> <p>それから、21年4月6日に夜間の巡回パトロール開始、以後現在まで継続というふうなことがあります。これも問題については法務省に近隣の者が、会長そのほかが行きました。この話を受けました。そのときに、会長3人は、このパトロールとか、それから防犯灯をつけるとか、そういう問題について、これは促進センターを開所するための一つの条件としてやるのかという質問をしたわけです。そうしたら、そのときのお話では、促進センターとは一切関係ありませんと。促進センターとはこの問題は関係ありません。これは、この地域の住民の安全確保のために保護司会がそれをやるのだというふうなことで関係ないと。関係あるなら私どもはその話にはまざりませんということまで出たのです。そのことを承認することによってそれがまた進展するという事になっては困る、だからその話には乗りませんという話をしたところ、それは一切関係ありませんというふうなことだったのです。</p> <p>にもかかわらず、この資料としては、促進センターに関する経過の一覧の中に、その内容としてここに書かれているということは、やはり、その会議の内容についても我々に回答したと相違があるというふうな内容で、そういうことがたび重なるものですから、私どもは地域との間で信頼関係が持てないという状況がある。そういうふうなことで、この問題についてももう少し話し合いをする場合には、我々住民といいま</p>

	<p>すか一般の人間と同じ目線に立って正確な回答をするように要望いたします。</p> <p>以上です。</p>
座 長	<p>はい。今、D委員さんのほうからいろいろ間違った部分のご説明をいただきました。それに対して回答をいただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>資料の関係につきましては、うちのほうの内部資料のほうを調べまして経過の一覧ということでまとめさせてもらったものなのです。町内会の中での話の中で、こういうことはなかったというふうに言われるかもしれませんが、こちらのほうでは、その時点でご説明をさせていただいたということで承知をしているところでございます。</p>
E委員	<p>今、事務局のほうからお話があったのですがけれども、この話というのは全く町会にありませんでした。たまたま、20年4月ですね、そのときは、春の交通安全週間で検察庁の前で、私、立哨していたのです。そうしたらトラックが入ってくるのですよね。何で入ってくるだろうって私もちょっとわからなかったのですがけれども、たまたま時間も過ぎたことだし、まあ裏のほうに回って見たら、すぐに基礎工事が始まっていたわけなのです。</p> <p>それで、私は腑に落ちないものですから、何だろうということよく見たら、センターじゃなくて、その検察庁の増築工事という形のものがかっちゃん書かれていたのです。それを、要するに、市のほうに行ってお聞きしたら、結局はそういうことなんですよというようなことだったのです。市から得たのです、その情報。市の、こっこのほうに今オブザーバーとして来てますけど、健康福祉部だかのほうに私も直接行きまして、お聞きになって、それから信夫通り交番連絡協議会理事なのですが、実はこういうわけなのだ。やっぱり信夫交番のほうでも、そういう話は全くございません。警察だから、事件でも起きない限りはそういうことにはタッチしないと思うのですがけれども、では、どこに行ったらいいでしょうかと私聞いたら、法務省かな、なんて言っていましたけれども、そうかい、なんて、おれのことだから、おれは、分かったと、自分で直接行って、観察所のほうから聞いてくるというわけで、私は要するに観察所に行って、岡田さんなど二人の職員と3人でその話をしてから、要するに保護センター、こういうふうにできるということを初めて知ったわけなのです。</p> <p>それから、若干日にちは置いたのですがけれども、ちょうど清掃のときにみんな歩いてくれて、まあ2区ですがけれども、大体半分以上、私のほうが多いのですがけれども、そのときにお話をいたしました。それで、初</p>

	<p>めてそこの、私らほうの町会の人たちが、これは大変なことになることだということになって騒ぎ始めたのですけれども、とにかくこれは、この問題ばかりでなくて、御山町、あるいは天神町、宮下町、あと森合町、あと森合のほうもすべて関係する。いや、そればかりではないとうちの会長さん、福島市全体の問題だということでもって、これではいけないということでもって、それからいろいろ御意見を聞きながら、そして、4月、やはり新しい班長、区長さんが結局集まりましたので、その場でも話をしたのですよ。そうしたら全然分からないということで、じゃ、そこに力を入れて反対運動をしましょうということでもって森合町はあくまでも反対ということで、なぜ、森合町には結局2つもそういうもののできるのだという話が出てしまったのですよね。そうしたら、今度、南沢又のほうも移転するようなことを言ってきて、向こうのほうも反対した。要するに、このままいってあそこが開所されれば、なぜ森合にそういう施設を2つともできなくちゃならないのですかね。</p> <p>その辺と、ここに書いてあります以下、該当する者は入所させません。子どもを対象とした犯罪を行った者とか、依存性の高い覚せい剤の要するに犯罪者ですね、それから暴力団関係、性犯罪者という者は入所させないとここに書いてありますけれども、そういうものを結局入れるのだということを、私はあそこで理解してきましたからね。それが、だんだん、だんだんと変わってきて、今、窃盗とか何とかということになっちゃったのですけれども、実際、このパンフレットを見ますと、ここにこう書いてありますけれども、こういうものを入れないとなれば、あえて何もそこに専門的な、要するに人数やる必要もないし、民間でも受け入れられるでしょう、民間でも。</p> <p>そんなことで、法務省でもよく考えてください。私は、この自立更生センターというやつは一貫してこれに賛成なんですよ。これは所長さん、わかっていますよね。</p>
事務局	賛成をいただいているということですね。
E委員	<p>賛成ということはね。賛成最初から話したときには、私はこれは必要だということは私は口酸っぱくなるくらい。何回か会ってビデオまで見ているのです。本まで読んでいます。そこまで私は理解しているにもかかわらず、保護司さんはころころ、ころころ、ころころ変わって、最終的に出てきたのがこれなんですか。こういう者は入れない。何も民間に必要ではないですか。そうでしょう。</p> <p>それが入れられないということは、かなり、かなりですよ、かなり悪</p>

	<p>い人間がここに入ってくるという、これはあれですけれども、そういう犯罪者が来ると、出所してきて、そこで適応か教育を受けて社会復帰ということになるわけなのですよね。</p> <p>だけれども、こういうものをやるならば、入れないというのだったらば、何もあそこにこういうものをつくる必要はないのではないですかね。普通の民間でも十分間に合うのではないですか。違いますかね。私はそういうふうにして……。</p>
事務局	<p>今、入所条件のいくつかのことを言われたわけでございますけれども、これまでも、去年からいろいろ御意見・御要望を承って、ここで施設を運営していくためには皆様方の御意見の中で何とか受けられるものはないか、変えられる部分はないかというのを、こちらのほうでも検討してきたわけでございます。</p> <p>法務省の自立更生促進センターは、先ほども冒頭説明したわけでございますけれども、その中で、やはり国のほうも、私の説明も最初のほうにあったと思うのですけれども、民間の方を頼りすぎているという部分がございます、国のほうでも積極的にそういう、民間に頼るだけではなくて自分たちもやっていかなければならないのだと、それで、濃密な処遇、更生保護施設で受けきれないもの、今の枠組みの中でも受けきれないものがあるわけですね。ですから、条件を外したとしても、民間の更生保護施設では受けられないものが当然ある、それは質の面でもありますし量の面でもあるわけです。量の面が大きいと思うのですけれども、ですから、そうしたものについて国の施設で濃密な保護観察を行っていくというというのは、やはり必要なことだというふうに私どもは考えております。ですから、こんな施設、今必要ないのではないかと、民間に任せればいいのかということではなくて、民間の方にも御協力をいただきながら、国のほうでも一緒に頑張っていかなければいけないことだというふうに思っております。</p>
E委員	<p>刑期を踏むわけですよ。何年踏んでくるかわからないですけれども、刑務所内で。そして出てくるわけでしょう。刑務所、刑が決まって、服役期間というやつがありますよね。その間に社会復帰できるような御指導を何もやればいいのかではないですか。そうすれば、なにもこういう施設は必要ないと思うのです、私は。ただ単に入って臭い飯を食ってくるよりも、むしろそういった者に対して厳しく時間をとって教育すべきじゃないですかね。違いますか。</p>
事務局	<p>もちろん、刑務所の中でも当然指導は必要だと思います。ただ、もともと自立更生促進センターについては、帰るところがない者についての</p>

	<p>受け皿ということでございますので、今の制度の枠組みの中で、本人に更生の意欲があつて努力をしても、引き受けてくれる人がいない、帰る場所がないという人については、結局仮釈放はできないのです。ですから、その受け皿として自立更生促進センターというもので用意をするということでございます。</p>
E委員	<p>それに対してですね、私、市のほうの、要するに健康福祉課、昔の生活保護課ですね、そこに行ってその話を何遍もしているのですよ。そういう方々を出所させる場合には、市のほうで引き受けた以上は、結局、責任を持ってその人の就職をあっせんしろと。そうすれば、単なる満期を迎えた人がすんなりとその職に就けるのではないかということ市の方に私は何遍も言ってきたんです。市の方もここにおられると思いますけれども、その話は恐らく聞いておると思うのですけれども、この前も、市に行ったけれども、福祉部長ですかね。課長さんだか部長さんだか、話はしてきたんです、この話は。</p> <p>だから、私はやることはやってきました、市のほうにも。警察のほうにも言っているんです。警察のほうに言ったらば、別に通常のパトロールで重点的に見るとか何とかという返事はいただきませんでした。ただし、そのパトロールはやりますというような感じでした。ここにも警察が協力しますよというようなことが書かれていますからね。パトロールね。地域課長がいたからその話をついでに連絡協議会のときに、たまたま地域課長がおいでになりましたから、その話をしたらば、特別に結局はそういうような、主だつてそこを重点的に見るわけにはいかないという話がありました。</p> <p>あと、信夫通りの交番の所長さんにも聞いたけれども、あんまり怒るな、そういうふうにしてちゃんと刑期を踏んでちゃんとやってきた人間なんだから、あんまり黒い目で見るとかかって言われましたけれども、私はそうはいかないと言った。どんな人間が入ってくるかわからないし、環境が変わればどんなふうに変化するかわからないのですよね。</p> <p>一番最初、結局私言ったのは、やっぱり覚せい剤依存症の人間とか、あるいは暴力団関係とか、こういった人たちが帰るところがあるのかわからないけれども、性犯罪、そういったものとはとにかく死ななきや治らないような人間なんです、正直言って。</p> <p>やっぱり住居と職業を優先的に提供する方々に、要するにあっせんしていただけないでしょうかということ、私は市のほうに十分言ってきたつもりなのですけれども、それが、こちらのほうはハローワークがす</p>

	<p>ぐそばにあるから、都合がいいから。あそこは朝になるととにかくひどいものですから。結局、何も無い人自体、あれほど真剣になって仕事を探していたってないのですよ。そういう方々があれば何もこんなに騒いでいる必要もないし、刑務所から出たら、そこからすぐに就労すれば一番いいことですから。そうでしょう。ちゃんとそこに何団体だか、伊達とかそっちのほうの確か〇〇さんだったか福島とかでつくっている、使っただけという方がおりますから、そういう人たちのところに何もやれば、それでいいのではないですか。</p>
座長	<p>E委員さん、もっと皆さんから多くの意見を聞きたいので。</p>
F委員	<p>私も、去年の6月ですね。初めてこの話をお聞きして、そのときに非常にびっくりしました。ですけれども、その後ずっとこの反対運動を、御存知のとおりしてきたわけですが、一度足りとも、この施設の意味そのものに反対したことはないのです。</p> <p>それから、保護司の方たちと、先ほどB委員からもありましたけれども、対立する必要は全然ないし、我々、本当に民間の方たちの善意に基づいて、こういうことがなされているということは非常にすばらしいことだと思っているのです。</p> <p>私も家内なんかボランティアをやっていたからよく知っていますし、うちのPTAの方たちも協力事業者というのですか、その方もいます。ですから、こういうことに関してますますしっかりとやっていかなければならないなということは我々全員、今反対している人たちは共有しているのです、そういう気持ちは。ですから、そこはどうか御理解いただきたいのです。</p> <p>それを踏まえて、やはり私はスタートのところでちょっとまずかったのではないかというふうな気がします。先ほど、この立地条件という、事務局のほうから御報告いただきましたけれども、この中に、実は、これは更生保護を考える有識者会議の報告書、こういうものに基づいて、これは実現化されようとしているわけですね。この中で、この立地条件には確かにこのようなことが書いてあります。おっしゃっているように。</p> <p>もう一つ書いてあるのは、「保護観察官は就労の確保や生活習慣の改善等により生活の安定を図ることを保護観察の主目標と考え、対象者」、保護観察を受ける対象者ですね、「対象者の円滑な社会復帰を支援することを重視する」、これは非常にいいことです。「一方、対象者による再犯を防止して社会を保護するという意識が不十分である。再犯が発生したときには国民に重大な被害を与えることになるという意識が</p>

	<p>必ずしも十分ではなく」という文章が書いてあるのです。御存じだと思うのですけれども。</p> <p>ですから、私はこの立地条件を考えるとときに、これを本当に本気になって受け取っていたら、もう少し環境アセスメントをされたのではなからうかなというふうな気がします。</p> <p>我々、本当に学校群、幼稚園まである。その真ん中にこういうものができる。それから、信夫山公園のそばですよ。そこにはお花見のときに人が集まるし、市民の憩いの場でもあるし、東京でいうと上野の御山の真ん中に設置するような、そんな感じだと思います。</p> <p>ですから、そういうところに何でこれを開かなければならないのか、それは非常に我々は疑問ですし、やっぱり親御さんたちの不安感があります。このリスクに対する。リスクはないのだと一生懸命におっしゃればおっしゃるほど、えっと思います。本当にリスクがないのであったら、逆に国の施設としてここで、しかもパイロット施設ですね、トライアルにまずやってみようと、最初の試み、これは非常に重要なことだと思います。これを何でここでやる必要があるのかという、それは非常に我々は疑問なのです。</p> <p>ですから、どうかそういうことを考えていただいて、もう一回白紙に戻して、きちっと環境アセスメントをされて、それで、全国の中でどういところでやっていったら一番この方たちにとってもいいのかということを考えていただきたいというのが私たちの意見です。</p>
座 長	<p>時間がだんだんなくなってきたのですけれども、あとお一方、お二方ぐらい、お話ししていただければ。</p>
G委員	<p>去年からこの問題、いろいろお話をさせていただいているのですが、まず、今、F委員さんがおっしゃったとおり、一番最初のスタートの部分で一番大きな間違いを犯してしまったというのはこの問題をこじらせた一番の要因ではないかと思っております。</p> <p>それです。先ほどもいろいろ答弁の中でお聞きしているのですが、例えば地域住民の方に説明をしまして、理解をしていただいたと認識しておりますというような言い方をされているのですが、全く確認をされていないわけです。自分たちが起こしたアクションに対して相手がどういうアクションをしているのか、どういうふうに理解しているのかということに関する確認作業というものが全くされていないと。</p> <p>これは、我々のPTAのような、こういうボランティア、完全ボランティアの組織ですが、このような組織の中で役員をやっている人でさえ、そういった確認作業は必ずやりなさいというようなことは私も必ず</p>

言うのです。副会長さん、そのほかの委員長さん、すべてのことに関する確認作業をすべてやりましょうということは必ず言っています。それが、国の機関において全くなされていないのではないかというふうには感じております。

それで、今、F委員さんがおっしゃったように、一番最初にボタンの掛け違いが起きてしまったわけですから、これは一度ボタンを全部外して、要するに白紙に戻すということです。きちんとした地域住民との話し合いというものがなされなければいけない。今、どうしてもこの話し合いの中で強く感じてしまうのは、今あるものを何とか開所してしまいたいというものしか聞こえないのです。ところが、それだといつまでたっても平行線でしかあり得ないと思います。この懇談会を100年やっても多分平行線だと思います。

ですから、国のほうとしては、一番最初にやってしまった大きなミスをしっかり受け止めて、ミスはミスとして認めて、今の段階ではとても認めている状態ではないと思います。もう一度目線を下げて話し合いというものをさせていただくのが必要だと思います。

その上で、今ここにあるこの施設なのですが、このまま例えば開所したとしても、今、地域住民の方プラス学校関係者の好奇の目にさらされるのは必然だと思います。そういった悪条件の中で更生施設というものを開所したとしても、そこに入所した人たちが本当に更生する気持ちになるのであるかということも懸念されると思います。常に反対運動の嵐の中にさらされた状態の中で、その施設に入所する方のほうが私は気の毒だなというふうに考えます。

ですから、ここはやはり一度、国のほうとしても一度開始線にまで戻って、この施設が必要だということは全員が理解していることです。それに福島市には刑務所もあります。ですから、ほかの地域に比べれば優先度が高くそういうものが必要ではないだろうかということも理解できます。ですから、もう一度開始線に戻って、では、どこでだったら、どういうふうにしたら、これが運営できるのかということを経済住民の方、こういった関係者の方たちともう一度ひざを交えて、腹を割って、話し合いをするべきで、説明会というものは全く無駄なものだと思っております。

説明はもう要らないのです。必要なのは皆さん知っています。ですから、最初に戻らなければいけないというのが一番の問題ではないかというふうに考えます。そのほうが、この施設に入所される方たちのためにもいいと思いますし、すべてにおいて地域住民の方の意見も取り入れる

	ということができないのではないかと考えております。
座 長	最後に。
H委員	<p>時間がないと思いますので、繰り返しになる部分があるのでそれはやめます。基本的に私はGさんの御意見に賛成です。やっぱり、建設するかしないかという、そこに戻らないと、もう、今、話が行った来たで、言った、言わない、こんなことでは絶対解決できないと思うので、やっぱりその辺は建設する段階、その最初に戻るべきだということに私も賛成です。</p> <p>もう一つ私が考えているのは、これは私の勘違いかもしれませんが、あの施設は第2刑務所なのか、あるいは、本当に入所される方の人権や権利が守られるのかと。つまり、今、私の耳に聞こえてくることは、入所している人が福島市内を歩いたら腕章をつけると、あるいはGPSをつけなければならない、そんな、うそのような本当のようないかな話があるのです。それは人権侵害もいいところでしょう。</p> <p>そうすると、あの施設に入っているために色目で見られる。そうすると、あの人は、ああと。ところが、同じ条件にありながら、自宅にいたりどこかにいればそうは見られないですね。一般市民と同じです。</p> <p>そうすると、確かに仮釈放の場合には、そういう受け皿がなければ出られないという問題があるので、そこはどういうふうに解決するのかわかりませんが、あの場所、施設ありきなのか、もうちょっと選択肢はないのかということも考えていかないと、入れて反対だと。肝心なその人たちの人権が保障されないような、認められないような、そんなような施設だったら、あえて必要ないのではないのでしょうか。もっと別の選択肢があってもいいのではないかとこのように思っています。</p> <p>それからもう一つ、私は南沢又の住人なのです。先ほどEさんの御意見を聞くとちょっと納得できないのは、民間の施設をつくれと。そうすると、南沢又にぶくってくればいいわけ？。南沢又につくればいいわけ？。</p>
E委員	いや、森合で結構です。あそこの施設で十分大丈夫です。
H委員	南沢又の住民は、刑務所はある、少年鑑別所もある、何でまたもう一つなのですか。これが南沢又の住人の率直な感想なのです。
E委員	いや、そこを言っているわけではないです。
H委員	そういうふうに聞こえました。そうではないですね。南沢又につくればいいという問題ではないですね。
E委員	違います。
座 長	もっともっと皆さんから意見をお聞きしたいのですが、かなり時間が

	<p>押してしまして。では、どうぞ。</p>
I 委員	<p>私，S町会の会長のIと申しますけれども，この件に関して一番最初から出ているのは私で，皆さんから非常に批判をあびております。一番最初の説明会には，12町会長さんのうち10町会が出たということですが。そのときに保護観察所から説明があったのは，我々みんなで，なぜ福島に建てなくちゃならないのか，仙台だってどこだってあるのではないかという話になりました。そうしたら保護観察所の方の説明では，仙台やその他には土地がなく新たに土地を借りるには資金が必要ですが福島には敷地がある。だからここに建てますということでした。それに対して反対・賛成の意見とかというのではなく，説明だけで終わったのです。保護観察所の方では，そういう経緯は全部おわかりになっていると思うのですが，ただ単に国からの指導でここに建てるのだというだけの説明で始まって，それからいろいろ問題が出て，それまでは皆さん誰も，反対とか賛成とかというのではなく，もう，一方的に国の指導ですという感じだったのです。</p> <p>私が近所の町会なので，一番賛成しているような感じで，皆さんから常に，S町会は何で反対しないのだというような批判を受けております。ここにできることは反対で，そういうものをつくることに対して，やっぱり皆さんと同じ意見ですので，それだけ一言申し上げておきます。</p>
座 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは，ここで副座長の生島委員のほうからまとめていただければと思います。</p>
副座長	<p>今，お話にありましたように，センターの目的には反対していないという御意見がほとんどでした。しかし，スタート時点から説明など不十分，不適切なところが多いという御意見が続きました。</p> <p>それから，ほかの場所へということがございまして，とにかくスタートに戻すということのお話もございました。</p> <p>ここは良くない，どこがいいのか，というような議論は私としては望ましくない。委員の間で，地域の間で対立するような話に持っていくことは適当でないと考えています。もちろん子どもの安全も大事ですが，お年寄りの安全も大事なので，住民の安全ということであれば，その思いは一緒だと思います。</p> <p>そのようなところでお話があって，とにかく時間ということですので。</p>
座 長	<p>すみません。では，2回目以降の予定について。</p>

<p>事務局 (司 会)</p>	<p>それでは、次回、2回目以降のこの会合につきまして、私どものほうで御説明させていただきます。</p> <p>2回目以降の会合につきましては、至道会及びセンターの見学を予定しております。センターの都合を調整した結果、今のところ11月13日、18日、19日のいずれかが候補に挙がっています。既に皆様方には日程調整のほうについて送らせていただきまして、現在のところ一番都合のいいのが11月の19日木曜日が、今のところ皆様方の御都合が一番よろしいようですので、正式に決定しましたら、また皆様方に文書のほうで御案内申し上げますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、次回の2回目につきましては保護観察所のほうにお集まりいただくこととなりますので、どうかよろしくお願いいたしますと思います。観察所のほうから至道会のほうにタクシー等で行きたいと思いますので御案内を差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>座 長</p>	<p>2回目、11月19日木曜日を予定したいと思います。皆さんから出た意見、消化不良の部分があったかと思いますが、2回目以降にまた御意見をお聞きしたいと思います。</p> <p>これで座長の座を降りさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (司 会)</p>	<p>長時間にわたりまして最後まで御参加いただきましてありがとうございます。時間が迫って意見を活発にできなかった部分、次回以降御発言いただきたいと思います。</p> <p>長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。</p>